

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	公 告
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (家庭・青少年支援課) 237	○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課) 239
○退職消防団員報償規程の一部を改正する告示 (消防保安課) ♪	○令和8年度狩猟免許試験の実施 () 240
○国民健康保険組合の規約の変更認可 (医療保険政策課) 238	○令和8年度狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施 () 241
○地方自治法に基づく徴収事務の委託(障害者支援課) ♪	○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の公告 (山城広域振興局) 242
○救急病院でなくなった旨の告示 (医療課) ♪	○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (南丹土木事務所) ♪
○保安林の指定 (丹後広域振興局) ♪	教育委員会
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出 (水産事務所) 239	○京都府教育庁人権教育推進会議規程の一部を改正する訓令 ♪
○公共測量の実施 (用地課) ♪	公安委員会
○公共測量の終了 () ♪	○一般競争入札の実施 ♪

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第23号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和50年京都府規則第23号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第9号」を「第10号」に改め、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

告 示

京都府告示第237号

退職消防団員報償規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

退職消防団員報償規程の一部を改正する告示

退職消防団員報償規程(昭和42年京都府告示第96号)の一部を次のように改正する。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「準ずる」を「準じる」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「を行なう」を「の対象とする」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月28日から施行する。

項の規定により、次のとおり京都府衣料国民健康保険組合の規約の変更を令和8年4月15日認可した。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第238号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。

長浜市

京都府告示第239号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定 番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
64	国家公務員共済 組合連合会	東京都千代田区九段南一丁 目1の10	京都府立舞鶴こども療育センター条例（昭和54年京都府 条例第3号）第5条に規定する手数料	令 8. 3. 18	令 8. 4. 1

京都府告示第240号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなった。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	告示撤回 期 日
医療法人知音会 京都新町病院	京都市中京区六角通新町西入西 六角町109	令 8. 3. 31

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

与謝郡与謝野町字香河小字岡田ケ鼻719、720、722から726まで、小字山ノ神727、731から733まで、733の1、734、734の1、734の2、735、736、736の1、737から739まで、739の1、740から748まで、小字登り谷749、750の1から750の4まで、751から753まで、753の乙、754から757まで、757の1、758、758の1、759から762まで、小字岳坂763から765まで、767の1、小字玉子原7292から7299まで、小字岳7300から7306まで、7307の1、7308から7311まで、7312の1、7313、7314の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字岡田ケ鼻722・小字山ノ神727・731から733まで・742・744・小字岳7309から7311まで・7312の1・7313（以上12筆について次の図に示す部分

京都府告示第241号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)



京都府告示第242号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり事前届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項

発起人の住所・氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
京丹後市網野町浅茂川4 岡田政行 京丹後市網野町磯1826の1 前田好則 京丹後市網野町浜詰1021の1 船戸英行	網野町加入区	京都府漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
令和8年4月28日から 令和8年5月12日まで	京都府水産事務所

(京都府漁業協同組合においても指定漁船調書を閲覧することができる。)

京都府告示第243号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京都市西京区大枝北福西町三丁目地区の一部

2 測量の期間

令和8年4月1日から令和8年7月3日まで

3 測量の種類

公共測量（4級基準点測量及びGNSS標高測量）



京都府告示第244号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和8年京都府告示第42号）が令和8年3月23日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から通知があった。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

舞鶴市の一部及び綾部市の一部

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大原野土地改良区の定款の変更を令和8年4月20日認可した。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和8年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験の日時及び場所

	試験の種類	日 時	場 所
第1回	知識試験、 適性試験及 び技能試験	令和8年6月 22日（月） 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町
第2回		令和8年7月 14日（火） 午前9時30分	綾部市市民センター （あやべ・日東精工ア リーナ） 綾部市西町三丁目南 大坪39の10
第3回		令和8年8月 18日（火） 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町
第4回		令和8年9月 12日（土） 午前9時30分	綾部市市民センター （あやべ・日東精工ア リーナ） 綾部市西町三丁目南 大坪39の10
第5回		令和8年11月 24日（火） 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町

2 試験科目

(1) 知識試験（筆記試験）

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具に関する知識
- ウ 鳥獣に関する知識
- エ 鳥獣の保護及び管理に関する知識

(2) 適性試験

狩猟に関する適性の有無を判定するため、視力、聴力及び運動能力について行う。

(3) 技能試験

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測について行う（技能試験は、知識試験及び適性試験に合格した者でなければ受験することができない。）。

3 受験資格

京都府内に住所を有する者。ただし、法第40条各号

に該当する者を除く。

4 狩猟免許の申請手続

(1) 申請用紙の配布及び申請書の提出先

各京都府総合庁舎内の総合案内・相談コーナー及び京都府京都林務事務所において行う（郵送による申請も可とするが、受付期間内に住所地を所管する京都府広域振興局又は京都林務事務所に特定記録郵便で必着のこと。）。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	令和8年5月12日（火）から 令和8年6月5日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	午前8時30分から 午後4時30分まで （正午から午後1 時までを除く。）
第2回	令和8年5月12日（火）から 令和8年6月30日（火）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第3回	令和8年5月12日（火）から 令和8年8月4日（火）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	
第4回	令和8年5月12日（火）から 令和8年8月25日（火）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	
第5回	令和8年5月12日（火）から 令和8年11月10日（火）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	

(3) 申請書の添付書類等

ア 写真（申請書提出前6箇月以内に撮影した正面・上三分身・無帽・無背景で、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）

イ 法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項（第1号に係る部分に限る。）に規定する許可に係る許可証の写しを提出した場合は、診断書の提出は不要とする。

ウ 住民票の写し又は現住所を確認することができる本人確認書類（運転免許証又は個人番号カード若しくは通知カード）の写し（個人番号カード又は通知カードにあっては、個人番号を表示していないものに限る。）。ただし、申請窓口においてこれらの書類を提示した場合は、添付を省略することができる。

(4) 申請手数料

5,200円。ただし、法第49条各号のいずれかに該当する者は、3,900円。いずれの場合も所定の額の京都府納付済証を申請書に貼付すること。複数の狩

猟免許を受けようとする者は、免許の種類ごとに免許申請手数料を要する。

5 試験の一部免除

現に受けている狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識に係る設問を免除する。

6 試験についての問合せ先

京都府農林水産部農村振興課、各京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府京都林務事務所



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により、令和8年度狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 適性検査及び講習の日時及び場所

	日 時	場 所
第1回	令和8年6月24日 (水) 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町
第2回	令和8年7月9日 (木) 午前9時30分	綾部市市民センター（あやべ・ 日東精工アリーナ） 綾部市西町三丁目南大坪39の 10
	令和8年7月9日 (木) 午後1時30分	
第3回	令和8年7月16日 (木) 午前10時	京田辺市立中央公民館 京田辺市田辺丸山214
第4回	令和8年7月21日 (火) 午前10時	ギャラリーかめおか 亀岡市余部町宝久保1の1
第5回	令和8年7月25日 (土) 午前9時30分	アグリセンター大宮 京丹後市大宮町口大野228の 1
第6回	令和8年8月8日 (土) 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町

2 適性検査及び講習を受けられる資格

京都府内に住所を有し、有効期限が令和8年9月14日までの交付免状を所持している者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第52条第2項各号（狩猟免許の取消し等）及び第87条（狩猟免許の失効）の規定に該当する者を除く。

3 適性検査及び講習の内容

(1) 適性検査

狩猟に関する適性の有無を判断するため、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 講習

ア 科目

- (ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- (イ) 鳥獣の保護及び管理に関する知識
- (ウ) 鳥獣の判別
- (エ) 猟具の取扱い

イ 時間

3時間程度

4 狩猟免許更新の申請手続

(1) 申請用紙の配布及び申請書の提出先

各京都府総合庁舎内の総合案内・相談コーナー及び京都府京都林務事務所において行う（郵送による申請も可とするが、受付期間内に住所地を所管する京都府広域振興局又は京都林務事務所に特定記録郵便で必着のこと。）。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	令和8年5月12日（火）から 令和8年6月10日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	午前8時30分から 午後4時30分まで （正午から午後1 時までを除く。）
第2回	令和8年5月12日（火）から 令和8年6月25日（木）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第3回	令和8年5月12日（火）から 令和8年7月2日（木）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第4回	令和8年5月12日（火）から 令和8年7月7日（火）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第5回	令和8年5月12日（火）から 令和8年7月10日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第6回	令和8年5月12日（火）から 令和8年7月24日（金）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	

(3) 申請書の添付書類等

ア 写真（申請書提出前6箇月以内に撮影した正面・上三分身・無帽・無背景で、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）

イ 法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項（第1号に係る部分に限る。）に規定する許可に係る許可証の写しを提出した場合は、診断書の提出は不要とする。

ウ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適性検査の免除を申請する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面（狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面）

(4) 狩猟免許更新手数料

2,900円（京都府納付済証を申請書に貼付すること。）

5 適性検査及び講習についての問合せ先

京都府農林水産部農村振興課、各京都府広域振興局
農林商工部農商工連携・推進課及び京都府京都林務事務所



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を笠置町役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

相楽郡笠置村大字有市小字根台33番地

西中 浅吉

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和8年京都府告示第120号による。



亀岡市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書
の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法

律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和8年4月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第2号

本 庁

地 方 機 関

京都府総合教育センター

京 都 府 立 図 書 館

京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育庁人権教育推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月28日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府教育庁人権教育推進会議規程の一部を改正する訓令

京都府教育庁人権教育推進会議規程（平成14年京都府教育委員会教育長訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」に改める。

別表第1中 「高校改革推進室長
総務企画課長」を「総務企画課長」に、「福利課長」を「福利課長
高校改革推進室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月28日から施行する。

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年4月28日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

ア 空調型インナーベスト 1,500着

イ 空調型インナーベスト付属品 1,500セット

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年8月31日（月）

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2252

(2) 仕様書の交付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部地域部地域課企画第一係

電話075-451-9111 内線3517

(3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月29日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 入札説明書

a 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

b やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

(イ) 仕様書

アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(2)の場所に問い合わせの上、最新の仕様書を確実に入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167

条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「繊維製品」一小分類「衣料品」

イ 大分類「日用雑貨・百貨類」一小分類「百貨」

ウ 大分類「警察・保安用品」一小分類「警察用品」

(3) 1の(1)の購入物品を納入期限までに確実に納入することができるものと認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

(6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(3)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月15日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）とし、提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、提出期間後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年6月10日（水）午前10時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年6月9日（火）必着

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of product to be purchased
a. 1,500 Air-Conditioned Inner Vest

b. 1,500 Accessories for Air-Conditioned Inner Vest

(2) The time, date and place for tender

The product to be purchased concerning article 9
-1)- a and b

10:00 a.m., Wed., June 10th, 2026

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural

Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

- (3) Due date for tender from submission by mail
Tue., June 9th, 2026

- (4) The time, date and place for the opening of tender
The product to be purchased concerning article 9
-(1)- a and b
10:00 a.m., Wed., June 10th, 2026

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural
Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

- (5) Division in charge
Accounting Division, Administrative Department,
Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan
TEL 075-451-9111 Ext.2252